

第120期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月27日（木曜日）午前10時30分

開催場所 群馬県安中市郷原2993番地
当社 本店 会議室

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

目次

第120期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	18
計算書類……………	21
監査報告……………	24
株主総会参考書類……………	30

Okamoto

株式会社 岡本工作機械製作所

株 主 各 位

群馬県安中市郷原2993番地
株式会社 岡本工作機械製作所
代表取締役社長 石 井 常 路

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時30分
 2. 場 所 群馬県安中市郷原2993番地
当社 本店 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照願います。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第120期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第120期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容との①と②で構成されております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okamoto.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では回復基調が続く企業業績や、雇用情勢の改善による個人消費の増加などを背景として堅調に推移いたしました。欧州ではBREXITの先行き懸念など景気に停滞感がみられ、中国では通商問題の影響による生産・投資抑制の動きが続くなど、景気の先行きに不透明感が強まりました。

わが国経済においては、個人消費の緩やかな回復や設備投資の増加などにより企業業績は安定しており、景気は回復基調を維持いたしました。世界経済の減速に対する懸念など停滞感が増す状況となりました。

このような状況の中で当社グループは、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画『Mission GX 2019』で掲げた、トップラインの引上げと営業利益率の向上を目指し、グループの総合力を駆使して目標達成に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における連結売上高は36,067百万円（前連結会計年度比25.1%増）、営業利益は3,929百万円（前連結会計年度比94.8%増）、経常利益は3,522百万円（前連結会計年度比106.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,224百万円（前連結会計年度比62.6%増）となりました。

事業別状況は次のとおりです。

(工作機械事業)

国内市場におきましては、工作機械業界及び半導体関連装置業界向けなどを中心に設備投資が進み、門型平面研削盤などの販売が好調に推移いたしました。また、幅広い業種において精密平面研削盤の需要が高まり、売上は前年度を上回りました。受注につきましては、金型業界向けに大型平面研削盤や、精密部品加工の用途で静圧スライドタイプの超精密門型研削盤などの受注がございましたが、中国市場における投資抑制の動きなどが、年度後半の国内受注にも影響を及ぼしました。

海外市場におきましては、米国では航空機や医療機器などの業種を中心に販売、受注ともに堅調に推移いたしました。欧州でも、フランス、イタリアなどラテン諸国を中心に汎用タイプの平面研削盤の需要が増加し、販売、受注ともに前年度を上回りました。アジア市場におきまして、中国では売上は前年度を上回りましたが、スマートフォンの需要減少などの影響でEMS関連の設

備投資が減少し、受注は前年度を下回りました。

以上の結果、売上高は26,790百万円（前連結会計年度比14.2%増）、セグメント利益（営業利益）は2,433百万円（前連結会計年度比47.8%増）となりました。

（半導体関連装置事業）

半導体市場におきましては、スマートフォン需要の鈍化やデータセンター向け投資の停滞に加え、年度後半からはメモリ向け投資についても調整局面を迎えましたが、中長期的にはAI技術の進化や次世代通信規格5Gといった技術革新とともに、半導体需要は拡大が見込まれております。

このような状況の中で当社グループは、ポリッシュ装置や次世代パワー半導体用各種装置の販売増加に向けて、プロセス開発や展示会への積極的な参加などの諸施策を進めてまいりました。その結果、国内をはじめ中国・東アジアにおいて、ウェーハ生産用のファイナルポリッシャーが大きく売上に貢献いたしました。また、国内では電子部品生産用にグラインダーや大型ラップ盤を、海外ではデバイス生産用のグラインダーなどを販売いたしました。受注につきましては、国内外でウェーハ生産用のファイナルポリッシャーを中心に電子部品加工用のグラインダーやスライサーなどの受注が継続いたしました。しかしながら、半導体市場の停滞をうけ、ユーザーの設備計画が見直されるなど、受注は前年度を下回りました。

以上の結果、売上高は9,276百万円（前連結会計年度比72.6%増）、セグメント利益（営業利益）は2,486百万円（前連結会計年度比100.8%増）となりました。

事業区分	売上高	受注高
工作機械事業	26,790百万円	28,725百万円
半導体関連装置事業	9,276百万円	10,739百万円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループは、生産体制の強化・合理化を目的として、1,328百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、当社安中工場、岡本工機株式会社及びOKAMOTO (THAI) CO.,LTD.での生産設備の増設及び更新であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国の政策動向や中国経済の成長鈍化など、当社グループを取り巻く経済環境は、先行きに不透明感が増す状況となっております。そのような状況の中で当社グループは、2019年を初年度とする次期中期経営計画を策定し、その重点施策を確実に実行できる体制を構築してまいります。

今後とも株主各位におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 117 期 (2016年3月期)	第 118 期 (2017年3月期)	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	25,625	23,749	28,827	36,067
経 常 利 益(百万円)	971	768	1,707	3,522
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	561	577	1,983	3,224
1 株当たり当期純利益(円)	12.67	13.04	448.24	792.52
総 資 産(百万円)	27,658	28,273	31,346	36,627
純 資 産(百万円)	9,039	9,470	11,326	12,557

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
岡本工機株式会社	百万円 322	% 100.0	精密歯車、工作機械及び半導体関連装置の製造、販売
技研株式会社	百万円 18	100.0	工作機械の製造、再生、販売
OKAMOTO CORPORATION	千米ドル 4,754	100.0	工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.	千シンガポールドル 24,077	100.0	工作機械及び半導体関連装置の製造、販売
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.	百万タイバーツ 477	100.0	工作機械、半導体関連装置及び鋳物の製造、販売
OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH	千ユーロ 511	100.0	工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売
岡本工機（常州）有限公司	千米ドル 2,900	100.0	工作機械及び精密歯車の製造、輸入、販売

(注) 1. OKAMOTO (THAI) CO., LTD. の議決権は当社が74.6%所有しOKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD. が25.4%所有しております。

2. 岡本工機（常州）有限公司の議決権は岡本工機株式会社が100%所有しております。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループでは工作機械並びに半導体関連装置の製造、販売及び修理を行っております。

事業内容	主要製品
工作機械事業	平面研削盤、成形研削盤、内面研削盤、円筒研削盤、歯車研削盤、専用研削盤
半導体関連装置事業	グライディングマシン、スライディングマシン、ポリッシングマシン、ラッピングマシン、ガラス基板研磨装置

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

当 社	本社工場：群馬県安中市、横浜事務所：神奈川県横浜市 営業所：首都圏営業所(神奈川県)、大阪営業所(大阪府)、 名古屋営業所(愛知県)、仙台営業所(宮城県)、 福岡営業所(福岡県)、他4営業所
岡 本 工 機 株 式 会 社	本社工場：広島県福山市、尾道工場：広島県尾道市 府中工場：広島県府中市
技 研 株 式 会 社	本社工場：神奈川県綾瀬市 勝田工場：茨城県ひたちなか市
OKAMOTO CORPORATION	本社：アメリカ合衆国イリノイ州
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.	本社工場：シンガポール共和国
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.	本社工場：タイ王国アユタヤ県
OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH	本社：ドイツ連邦共和国ランゲン市
岡 本 工 機 (常 州) 有 限 公 司	本社工場：中国江蘇省常州市

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
工作機械事業	1,917名	65名増
半導体関連装置事業	72名	1名減
全社(共通)	26名	1名増
合計	2,015名	65名増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
405名	18名増	40.4歳	15.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者(30名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	6,272百万円
株式会社広島銀行	1,425
株式会社商工組合中央金庫	639
株式会社みずほ銀行	589

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする5行によるものです。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,717,895株
- (3) 株主数 5,737名

(4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
角 田 博	200千株	4.9%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	116	2.9
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	109	2.7
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	107	2.6
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	77	1.9
T H E B A N K O F N E W Y O R K 134088	70	1.7
金 延 純 男	62	1.5
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	60	1.4
旭 ダ イ ヤ モ ン ド 工 業 株 式 会 社	56	1.4
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	53	1.3
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	53	1.3

(注) 1.当社は、自己株式を713,935株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 常路	
取締役	伊藤 暁	常務執行役員 技術開発本部長
取締役	高橋 正弥	常務執行役員 管理本部長 子会社関係管掌
取締役	渡邊 哲行	常務執行役員 営業本部長
取締役	山下 健治	株式会社ヤマシタワークス 代表取締役
常勤監査役	田中 良和	
常勤監査役	瀬川 雅夫	
監査役	山岡 通浩	弁護士、オンコリスバイオフーマ株式会社 社外監査役
監査役	白 築 敏 一	

- (注) 1. 取締役山下健治氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役瀬川雅夫氏、監査役山岡通浩氏及び監査役白築敏一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役田中良和氏は、長年にわたり当社の経理及び内部統制の業務に従事した経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役瀬川雅夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役山下健治氏及び、監査役山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	5名 (1)	82百万円 (4)
監 （うち社外監査役）	4 (3)	40 (27)
合 計	9	122

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山下健治氏は、株式会社ヤマシタワークスの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役山岡通浩氏は、オンコリスバイオファーマ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	山下健治	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。他社での豊富な経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	瀬川雅夫	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年にわたる金融機関での経験から、適宜必要な発言を行っております。
監査役	山岡通浩	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	白築敏一	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、保険会社での豊富な経営経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.、OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.、OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBHは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して生産管理システム入替に関するアドバイザリー業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、企業倫理を尊重する行動ができるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守、コンプライアンスの実効性の確保及び財務報告の信頼性を高めることに努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程等の社内規程に従って行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、この規程に沿ったリスク管理体制の構築・運用を行う。
各部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスク管理統括部署に定期的にリスク管理の状況を報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時にて開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行うものとする。
また、中期事業計画及び年度事業計画を策定し、進捗管理を行い、その達成を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当するもの（③④及び⑦②において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については当社へ報告することとする。重要な事項については関係会社管理規程に定める。
子会社においても、1項、3項、4項と同様のことを実施することとする。

グループ各社の経営を管理する担当部署を置き、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

また、それぞれの子会社を監査する担当部署を置き、定期的に監査を行い、業務の適正を確保する体制の整備を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請があれば、合理的な範囲で使用人を置くものとする。

なお、監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、使用人の任命、解任、評価、異動等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するものとする。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

②当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令や定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告することとする。報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても同様とする。

なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対し報告を求めることができるものとする。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの請求があった場合、特別の事情がない限り支払いに応じるものとする。

- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備は総務部が実施しており、運用状況は内部監査室が随時モニタリングし、改善を進めております。また内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンスについて

コンプライアンスについて、各種規程の制定、改定を適時実施し各部署に規程集として配置しております。特にコンプライアンス基本方針や倫理規定等コンプライアンス遵守の要となる規程に関しては、ハンドブックを全社員に配付し、定期的に研修を実施しております。

(3) リスク管理について

当社の危機管理に関する事項を定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会（当事業年度は4回開催）を設置し潜在的なリスクについてチェックを行い、より適切な対策の検討を継続的に行っております。

(4) 子会社経営管理について

子会社の経営管理につきましては、総務部が関係会社管理規程に基づき、子会社の内部統制の整備を行っております。子会社における重要事項については、同規程に基づき当社の主管部門の決裁を受ける仕組みとなっております。また当社の内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応するモニタリングを随時実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではなく、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1926年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応じていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおり、また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

② 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、2017年5月15日開催の取締役会及び2017年6月29日開催の第118期定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月27日に導入した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容の一部修正のうえ、継続しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合に当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることをあらかじめ明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(3) 不適切な者による支配を防止するための取組みについての取締役会の判断及びその理由

前記(2)の取組みは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的施策として策定されたものであり、前記(1)の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されております。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みについて、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,943	流 動 負 債	18,496
現金及び預金	4,363	支払手形及び買掛金	6,085
受取手形及び売掛金	10,329	短期借入金	6,000
商品及び製品	1,954	一年内返済予定の長期借入金	1,180
仕 掛 品	5,331	リ ー ス 債 務	256
原材料及び貯蔵品	2,697	未 払 法 人 税 等	296
未 収 入 金	33	前 受 金	2,488
そ の 他	283	賞 与 引 当 金	409
貸 倒 引 当 金	△50	製 品 保 証 引 当 金	52
		そ の 他	1,726
固 定 資 産	11,683	固 定 負 債	5,573
有 形 固 定 資 産	9,762	長 期 借 入 金	3,771
建物及び構築物	3,774	リ ー ス 債 務	880
機械装置及び運搬具	2,525	退職給付に係る負債	744
工具、器具及び備品	448	資 産 除 去 債 務	123
土 地	1,730	そ の 他	53
リ ー ス 資 産	1,142	負 債 合 計	24,069
建設仮勘定	141	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	76	株 主 資 本	12,829
投資その他の資産	1,844	資 本 金	4,880
投資有価証券	82	利 益 剰 余 金	11,023
退職給付に係る資産	539	自 己 株 式	△3,075
繰延税金資産	977	その他の包括利益累計額	△271
そ の 他	279	その他有価証券評価差額金	0
貸 倒 引 当 金	△35	為 替 換 算 調 整 勘 定	△432
		退職給付に係る調整累計額	160
資 産 合 計	36,627	純 資 産 合 計	12,557
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,627

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,067
売上原価	24,211
売上総利益	11,856
販売費及び一般管理費	7,926
営業利益	3,929
営業外収益	113
受取利息	9
受取配当金	25
受取賃貸料	4
物品売却益	33
助成金収入	8
その他	33
営業外費用	521
支払利息	214
支払手数料	146
為替差損	98
その他	62
経常利益	3,522
特別利益	5
固定資産売却益	5
特別損失	7
固定資産処分損	7
税金等調整前当期純利益	3,520
法人税、住民税及び事業税	455
法人税等調整額	△159
当期純利益	3,224
親会社株主に帰属する当期純利益	3,224

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	4,880	8,210	△1,370	11,720
会計方針の変更による累積的影響額		△30		△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,880	8,180	△1,370	11,690
当期変動額				
剰余金の配当		△381		△381
親会社株主に帰属する当期純利益		3,224		3,224
自己株式の取得			△1,704	△1,704
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)				
当期変動額合計	-	2,843	△1,704	1,138
当期末残高	4,880	11,023	△3,075	12,829

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	16	△587	176	△394	11,326
会計方針の変更による累積的影響額				-	△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	16	△587	176	△394	11,295
当期変動額					
剰余金の配当					△381
親会社株主に帰属する当期純利益					3,224
自己株式の取得					△1,704
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	△15	154	△16	123	123
当期変動額合計	△15	154	△16	123	1,261
当期末残高	0	△432	160	△271	12,557

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,313	流動負債	13,270
現金及び預金	1,671	支払手形	3,764
受取手形	950	買掛金	2,181
売掛金	7,125	短期借入金	2,600
商品及び製品	724	一年内返済予定の長期借入金	934
仕掛品	3,932	リース債務	70
原材料及び貯蔵品	727	未払金	770
前払費用	48	未払費用	153
その他	137	未払法人税等	250
貸倒引当金	△4	前受金	2,168
固定資産	10,950	預り金	45
有形固定資産	2,800	賞与引当金	237
建築物	1,092	製品保証引当金	34
構築物	9	その他	59
機械装置	306	固定負債	3,311
工具、器具及び備品	108	長期借入金	2,980
土地	944	リース債務	286
リース資産	303	その他	45
建設仮勘定	35	負債合計	16,582
無形固定資産	56	(純資産の部)	
ソフトウェア	33	株主資本	9,680
リース資産	11	資本金	4,880
その他	12	利益剰余金	7,669
投資その他の資産	8,093	利益準備金	223
投資有価証券	0	その他利益剰余金	7,446
関係会社株式	6,728	別途積立金	3,000
関係会社出資金	306	繰越利益剰余金	4,446
前払年金費用	309	自己株式	△2,869
繰延税金資産	682	純資産合計	9,680
その他	101	負債・純資産合計	26,263
貸倒引当金	△35		
資産合計	26,263		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	22,538
売 上 原 価	15,169
売 上 総 利 益	7,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,483
営 業 利 益	2,884
営 業 外 収 益	154
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	128
そ の 他	26
営 業 外 費 用	321
支 払 利 息	97
支 払 手 数 料	138
為 替 差 損	25
そ の 他	59
経 常 利 益	2,718
特 別 損 失	4
固 定 資 産 除 却 損	4
税 引 前 当 期 純 利 益	2,713
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	263
法 人 税 等 調 整 額	△145
当 期 純 利 益	2,595

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		利 益 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合		
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	4,880	183	3,000	2,272	5,455	△1,164	9,171
当期変動額							
利益準備金の積立		40		△40	-		-
剰余金の配当				△381	△381		△381
当期純利益				2,595	2,595		2,595
自己株式の取得						△1,704	△1,704
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	40	-	2,174	2,214	△1,704	509
当期末残高	4,880	223	3,000	4,446	7,669	△2,869	9,680

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	-	-	9,171
当期変動額			
利益準備金の積立			-
剰余金の配当			△381
当期純利益			2,595
自己株式の取得			△1,704
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-
当期変動額合計	-	-	509
当期末残高	-	-	9,680

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社岡本工作機械製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 英 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡本工作機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社岡本工作機械製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 田 英 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社岡本工作機械製作所 監査役会

常勤監査役 田中良和 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 瀬川雅夫 ㊟

社外監査役 山岡通浩 ㊟

社外監査役 白築敏一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は240,237,600円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役を1名増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	石井常路 (1956年11月26日生)	1979年4月 当社入社 1987年12月 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.取締役 2003年7月 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.取締役社長 2005年6月 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.取締役社長兼OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.取締役社長 2007年7月 当社取締役兼OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.取締役社長 2012年6月 当社常務取締役製造部長 2014年4月 当社代表取締役社長 (現任)	5,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 石井常路氏は、当社及び海外子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、グループ戦略の実現を図るとともに、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
2	伊藤暁 (1958年2月10日生)	1981年4月 当社入社 1995年4月 当社シンガポール支店長 2003年7月 当社海外営業部長 2005年6月 当社取締役営業統括部長 2009年6月 当社取締役技術開発部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長 (現任)	5,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊藤暁氏は、当社の営業、技術開発部門において豊富な業務経験を有しており、高い見識を備えていることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	高橋正弥 (1959年3月2日生)	1982年4月 当社入社 2003年7月 当社経営管理部長 2007年6月 技研株式会社代表取締役社長 2008年3月 当社企業システム開発部長兼技研株式会社代表取締役社長 2008年7月 当社管理部長兼財務部長 2009年6月 当社取締役管理部長 2011年7月 当社取締役財務部長 2014年6月 当社取締役財務部長、総務、子会社関係管掌 2015年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長、子会社関係管掌（現任）	6,425株
【取締役候補者とした理由】 高橋正弥氏は、子会社における経営者としての経験を含め、長年にわたる業務経験により財務・会計に関する豊富な知見を有しております。当社グループの財務体質の改善は依然として重要な経営課題であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			
4	渡邊哲行 (1963年3月21日生)	1985年4月 当社入社 2003年7月 当社国内営業部長 2007年4月 OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH取締役社長 2009年6月 当社取締役営業部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）	4,300株
【取締役候補者とした理由】 渡邊哲行氏は、子会社における経営者としての経験を含め、営業部門において豊富な経験を有しており、高い見識を備えていることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	山下健治 (1957年7月25日生)	1989年9月 株式会社ヤマシタワークス設立 代表取締役(現任) 2005年8月 Asia Yamashita Works Co.,Ltd設立 代表取締役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマシタワークス 代表取締役	200株
【社外取締役候補者とした理由】 山下健治氏は、企業経営において海外でも実績をあげてこれら大学講師なども歴任されております。経営全般においてその経験と見識を活かし、引き続き有益な助言や提言をいただくことに期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。			
6	※吉見威志 (1948年7月11日生)	1972年4月 通商産業省入省 1980年4月 京都学園大学経済学部講師 1984年4月 神戸学院大学経済学部助教授 1992年4月 神戸学院大学経済学部教授 2018年4月 神戸学院大学経済学部名誉教授(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 吉見威志氏は、学識経験者としての学術的な視点及び高度な知見に基づく助言や提言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 山下健治氏及び吉見威志氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、山下健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、吉見威志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 山下健治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任任期は本総会終結の日をもって、4年となります。
6. 山下健治氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、吉見威志氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会 会場ご案内図

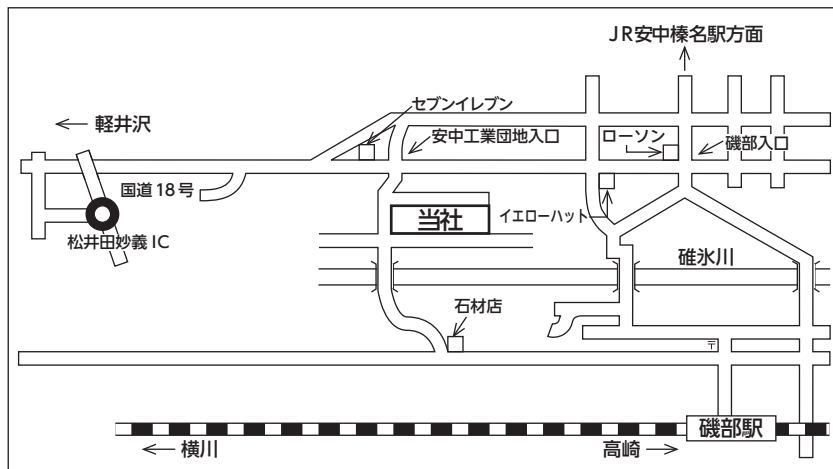
株主総会は、当社本店（安中工場）で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照願います。

記

〒379-0135 群馬県安中市郷原2993番地

TEL.027-385-5800（代表）

FAX.027-385-5880（代表）



交通のご案内

・電車ご利用の場合

J R 高崎駅より信越本線「磯部」駅下車、タクシー約5分

北陸新幹線「安中榛名」駅よりタクシー約15分

・お車ご利用の場合

上信越自動車道松井田妙義ICを安中松井田方面に降り、国道18号線を右折、高崎安中方面へ。4つ目の信号安中工業団地入口を右折。松井田妙義ICから約7km、約10分。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。